

第11回新型コロナウイルス対策本部会議 本部長指示

令和 2 年 5 月 1 5 日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 市長 若林 洋平

5月14日に国の専門家会議により緊急事態宣言の解除の基準となる目安が示され、静岡県を含む全国39県の緊急事態宣言の解除が決定された。しかしながら依然として緊急事態宣言発令中である首都圏に隣接している本市の感染リスクは何ら変わっていないことから、気を緩めることなく、以下の点について取り組む。

- (1) 学校や公立幼稚園の休校・休園期間については、静岡県及び周辺市町と連携し、5月19日の駿東地区二市三町教育長会を経て、分散登校等を含めて5月20日決定する。
- (2) 公共施設の再開については学校や公立幼稚園の再開を一つの目安として判断する。
- (3) 市主催のイベント等については、5月31日まで原則すべて中止又は延期とする。
- (4) 飲食店については県内・市内の医療体制及び医療物資が一定程度整ったことを踏まえ、5月16日から再開するが、市が示した県外からの来客自粛の掲示と感染拡大防止対策を徹底するよう要請する。
- (5) ナイトクラブ・バーなどの休業要請については、首都圏緊急事態宣言が解除されるとともに、感染経路が不明な感染者が一定程度少なくなるまでは引き続き、継続する。
- (6) 発熱外来における感染防止を図るため、市内に新型コロナウイルス感染の有無を調べるPCR検査場の設置を推進する。
- (7) 医療物資不足に伴い、各種団体や組合に依頼していたマスク・防護服・グローブ等の医療用衛生物資については、多くのご寄付が寄せられていることに深く感謝するとともに、引き続き支援をお願いする。
- (8) 市民に対して、まず感染しないための行動をとることが何より大切なことから、以下の点についてお願いする。
  - ・東京都をはじめとする特定警戒都道府県はもとより、市外・県外への移動の最大限自粛
  - ・市内においては、必要な経済活動は再開するが、感染拡大防止のため「新しい生活様式」などを実践した感染防止
  - ・地域のやむを得ない会合は、十分な感染防止対策を取った上で、必要最低限の人数で実施する
  - ・自分が感染しない行動が、医療従事者への応援と感謝に繋がること
- (9) 市職員は、国や県と連携を密にして、特別定額給付金などの様々な支援制度について、いち早く正確な情報を市民に伝えるとともに、市民生活を考慮して迅速かつ適切な対応を取ること。